

北方領土問題の歴史と諸権利 (4)

高井 晋

はじめに

- 1 領土主権と国家領域
- 2 北方領土問題の歴史 (以上、第7巻2号)
- 3 第2次世界大戦前後の国際的文書 (以上、第8巻1号)
- 4 戦後の日露交渉史 (以上、第9巻1号)
- 5 北方領土にかかわる諸権利 (以下、本号)

おわりに

5 北方領土にかかわる諸権利

(1) 旧島民とその産業

北方領土問題が竹島問題や尖閣諸島問題と大きく異なるのは、第2次世界大戦終了時まで多くの島民が居住しており、日常生活を営んでいたことにある。北方領土をはじめ千島列島の主な産業は漁業で、旧島民の大部分は漁業とこれに関係する生業を営んでいた。終戦時、北方四島に住んでいた人は3,124世帯17,291人で、その職業は漁業が一番多く、その他公務員、商業、鉱工業、運送業などで生活していた¹。

漁業に従事していた旧島民に加えて、冬場を除いた時期には、根室や函館・本州方面から5,000人以上の人々が北方領土に出稼ぎに来たので人口が増加した。また、占守島や幌筈島でも漁期には1万人を超える出稼ぎの人々が一時的に漁業に従事し、これらの人々は漁期が終わると、工場の番人などがわずかに数10人くらい残って越冬するだけであった。

島名	世帯数	人口
歯舞群島 (水晶島)	154	986人
歯舞群島 (秋勇留島)	14	88人
歯舞群島 (勇留島)	79	501人
歯舞群島 (志免島)	374	2,249人
歯舞群島 (多摩島)	231	1,457人
色丹島	206	1,038人
国後島 (泊村)	894	4,864人
国後島 (留別村)	433	2,500人
択捉島 (留別村)	424	2,258人
択捉島 (紗那村)	226	1,001人
択捉島 (藻取村)	89	349人
計	3,124	17,291人

(出典 : <https://www.hoppou.go.jp/gakushu/outline/islands/island3/>)

¹ この項は、主として独立行政法人北方領土問題対策協会 HP「北方領土の人口」

(<https://www.hoppou.go.jp/gakushu/outline/islands/island3/>) (as of 10 February 2020) を参照。

因みに、現在北方領土に定住するロシア人の住民数は下表の通りで、日本統治の時代から60年も経過しているにもかかわらず人口が増加していない。北方領土の冬は過酷な自然環境にあり、ロシア極東の最果ての島であり、社会インフラの整備が遅れているだけでなく産業もほとんどないため、ロシア政府の政策により北方領土に移住してきたロシア人は、数年経たずにサハリン島へ戻ってしまうという。

北方四島在住ロシア人の人口		
島名	2015年	2016年
色丹島	3,006人	2,917人
国後島	7,916人	7,817人
択捉島	5,906人	5,934人
計	16,828人	16,668人

(出典：<https://www.hoppou.go.jp/gakushu/outline/islands/island3/>)

日本政府は、1869年に北海道開拓庁を発足させ、国後島、択捉島および多数の島々から成る千島列島を合わせて千島国とした。得撫島以北の千島列島は、得撫郡、新知郡、占守郡の三郡から成り、根室支庁の直轄地で、町村制は施行されていなかった。色丹島は、当初千島国と区別されていたが、1885年に行政上の便宜から千島国へ編入されている。

日本が北方領土としてロシアに返還を要求しているのは、これまで縷々述べて来たように択捉島、国後島、色丹島、歯舞諸島である。択捉島以南の北方領土は、1923年4月に町村制が施行され、国後島は国後郡泊村及び留夜別村の1郡2村、択捉島は択捉郡留別村、紗那郡紗那村及び薬取郡薬取村の3郡3村、色丹島は、色丹郡色丹村の1郡1村となった。歯舞群島は、北海道根室半島に本村を有していた歯舞村の離島であったが、1915年4年4月に町村制が施行され、花咲郡歯舞村の行政区域に属していた。また歯舞村は1959年4月根室市に編入されたので、現在、歯舞群島は根室市に所属している。

北方領土の旧島民が従事していた産業は、水産業、林業、畜産業を含む農業、鉱業であった²。北方領周辺の海域は、千島海流と日本海流が交錯し、且つ北海道本島と隣接諸島との間に陸棚を形成しているので、魚種が極めて多く豊富な水産資源に恵まれていたため、古くから世界三大漁場の一つとして知られていた。水産資源の種類は、魚類では暖流系回遊魚の鮪、秋刀魚等、寒流系回遊魚の鮭、鱒、鯉等、寒流系底棲魚の鱈、スケトウダラ、オヒョウ、鰈、アブラコ等、甲殻類では毛蟹、タラバ蟹、ズワイ蟹、花咲蟹、海老等、貝類では帆立て貝、北寄貝、海藻類では昆布、海苔等多種にわたっていた。しかし北方領土の主要産業は、主としてサケマス定置網漁業、鱈漁業、タラバ蟹漁業、昆布採取業などで、水産加工については乾製品、塩製品、缶詰製品、油脂製品等であった³。

² この項は主として同北方領土問題対策協会 HP「北方領土の産業」

(<https://www.hoppou.go.jp/gakushu/outline/islands/island5/>) (as of 10 February 2020)を参照。

³ 同上。

色丹島斜古丹地区で鱈を干す旧島民



(出典:千島歯舞諸島居住者連盟所蔵)

北方領土においては、水産業に次いで重要な産業は林業であった。しかし歯舞群島には樹林というべきものではなく、色丹島は総面積の20%が白樺を主とする闊葉樹林で、これに対して、国後島は50%が原始林、10%が原野、40%が疎林で、択捉島は50%が原始林、5%が原野、20%が疎林、25%が無立木地または山岳地帯のハイ松林帯だった⁴。

国後島では、トド松、エゾ松等の良質の針葉樹林が90%を占め、残りの10%が樺類および檜等の闊葉樹の混生林となっていた。択捉島では、南部がトド松、エゾ松の純林、中部がシコタン松および闊葉樹の混生林、北部が闊葉樹林となっていて、中北部の山岳地帯は、ハイ松林帯、山嶺線は無立木地であった。色丹島、国後島、択捉島3島を通じて年間伐採量は約50万石で、その大部分は原木のまま根室や函館に送られ、建築、漁船建造その他箱材に使用され、一部は島での生活のため魚を入れる箱などの原料であったという⁵。

北方領土の旧島民が従事していた農業は、漁業のかたわら自家用野菜、飼料用燕麦および牧草の栽培が行われていた程度で、専業農家は皆無に近い状況だった。しかし当時の道庁の試作結果によれば、大麦、小麦、蕎麦、ジャガイモ、蔬菜等のほか、トウモロコシ、ライ麦、牧草等の飼料作物は適作物なので、適切な管理を行えば北海道本島並の農業経営は十分に可能とされていた。畜産については、四島を合わせて約53,000ヘクタールの放牧地に約6,000頭の牛馬が放牧されていた⁶。

北方領土の地下資源は、昭和初期、鉱業の発展に伴って未開発資源が重視され、1、2の企業の対象となるとともに、地質調査及び探鉱が漸次進展しましたが、鉱床の規模は大き

⁴ 同上。

⁵ 同上。

⁶ 同上。

なものが少なく、自然的条件にも左右され、また資本規模も小さかったので、開発はあまり進まなかった。しかし、調査は十分ではなかったものの、将来におけるこの地域の地下資源の開発は極めて重要であると見られている。札幌通商産業局保管の鉱業原簿によれば、国後島および択捉島に13の採掘鉱区、149の試掘鉱区、7の砂区があり、登録鉱種は硫黄、金、銀、銅、硫化鉄、鉛、亜鉛、鉄、砂鉄、珪砂等であったという⁷。

(2) 北方領土の土地所有権の問題

北方領土における民有地の割合は約2%しかないが、その土地のほとんどは海岸線に面しており、現在は海水の浸食によりかなりの土地が消失してしまったと推測されている⁸。かかる北方領土では、ソ連軍によって占領されるまでは不動産登記制度が実施されていたが、法務局の記録によると、閲覧および謄抄本交付件数は、昭和10年頃の択捉島紗那郡の紗那出張所で100件足らず、1944年頃の択捉郡の留別出張所では70～80件程度だったという⁹。しかし、占領後から現在に至るまでの間は、登記事務は一切行われていない¹⁰。

不動産登記制度は、不動産の物理的現況と実態的物権変動を正確かつ迅速に公示することにより、不動産取引の安全と円滑に奉仕することを目的としているため、登記簿は公開されなければならない¹¹。日本政府によると、北方領土における不動産については、持ち出された当時のままの登記簿、土地台帳および家屋台帳が、現在も釧路地方法務局に保管されており、また、当該登記簿に係る登記用紙について、閉鎖の手続きは行われていないが、現在、管轄権の一部を事実上行使できない状況にあるため、北方領土における不動産についての登記事務は行っていない¹²という。

第2次世界大戦の結果としてロシア軍に占領された事情があるものの、旧島民は所有していた不動産を放棄して引き揚げを余儀なくされたのであるから、そして日本はかかる北方領土を固有の領土として返還を主張している以上、旧島民の土地所有権の問題はこれを放置しておけないことは言を俟たない。この点に関して日本政府は、現在、北方領土における管轄権の一部を事実上行使できない状況にあるため、土地や不動産に対して固定資産税を課していないが、当該不動産が滅失している等の特段の事情がない限り、その所有権は、消滅しているものではないと考えているため、不動産の権利者に対して補償を行ったことはない¹³という。

⁷ 同上。

⁸ 札幌青年司法書士会北方領土登記簿等調査研究委員会編『北方領土の権利と財産』、1992年、35頁。

⁹ 同書、42頁。

¹⁰ 同書、44頁。

¹¹ 同書、55頁。

¹² 内閣衆質169第489号「衆議院議員河村たかし君提出北方領土の旧島民の権利に関する質問に対する答弁書」、1945年6月17日。

(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b169489.htm) (as of 15 February 2020)

¹³ 『北方領土の権利と財産』(前掲註3)、55頁。

戦後 60 年以上を経過した今日、旧島民の土地所有権も相続されていなければならないが、不動産登記簿に登記できない状態が継続しているのも事実である。しかし、北方領土が相続税法附則第 2 項および相続税法施行令附則第 2 項の規定により、当分の間、相続税法の施行地から除かれているため、北方領土にある土地や不動産については、相続税の課税対象とはなっていない¹⁴。

さらに、北方領土が日本に返還されたとしても、現実にはすでにロシア人が旧島民の土地を不法に占拠して居住している現実は、不法占拠を強制的に排除して、旧島民の土地所有権を回復できるか否かの問題もある。しかしこれらの問題は、釧路地方法務局根室支局に保管されているはずの不動産登記簿の存在は、土地の変形や浸食に起因する境界画定の困難さがあるとしても、これらの問題を解決する上でカギとなる¹⁵。

択捉島紗那郡紗那村の旧島民の住居



(出典:北方領土問題対策協会北方領土学習教材集)

¹⁴ 内閣衆質 169 第 489 号 (前掲註 8)。また同答弁書によると、相続税法第 1 条の 3 第 1 号または第 2 号の規定に該当する者については、同法第 2 条第 1 項の規定により、その者が相続または遺贈により取得した財産の全部に対し相続税が課税されるが、租税特別措置法第 69 条の 2 第 1 項の規定により、相続または遺贈により取得した財産その他財務省令で定める財産が終戦時に相続税法の施行地外の北方領土にあった場合は、当該財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎には算入しないとされている。さらに、相続税法第 1 条の 3 第 3 号の規定に該当する者については、同法第 2 条第 2 項の規定により、その者が相続または遺贈により取得した財産で同法の施行地にあるものに対し、相続税が加付されることとされているが、北方領土は同法の施行地から除かれているため、その財産または遺贈により取得した財産は相続税の課税の対象となっていない。

¹⁵ 公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟は、1945 年 8 月 15 日頃における北方領土の各島の居住者や各世帯の土地、建物などに係わる財産の所有状況ではないと断っているものの、主な官公署、学校、神社、寺院、商店、駅通などの施設を掲載した地図を掲載している。<http://www.chishima.or.jp/map.htm#001> (as of 20 February 2020)。

第2次世界大戦に翻弄された沖縄においては、土地所有権を証明する書面も散逸し、土地の境界も不明な箇所が多かったために所有権の証明は困難を極めたという。戦後になってこの問題を解決するために、「字土地所有権委員会」を設置し、各筆の土地所有者から隣地の土地所有者2人を保証人とする土地所有権の申立書を提出させ、それを受けて同委員会は各字の土地調査や測量を実施し、その結果を「村土地調停委員会」に提出し、同委員会が村全体の土地調査を行い、さらにその集合体として「中央土地委員会」を設置して、同委員会が最終審査を行ったという¹⁶。

この結果として所有者が特定した土地については、土地所有権証明書を発行し、その謄本を登記所に送付して所有権の保存登記を行った。さらに所有権の申請のない土地や審査の結果所有者不明となった土地については、市町村が管理することにして「所有者不明登記簿」が登記所に備え付けられ、最終的にその土地の所有権の認定は裁判所が行うという手続きを取った¹⁷。

第2次世界大戦の結果として、終戦までに島民全員が内地へ引き揚げた小笠原の場合は、沖縄のケースと異なった措置を取っている。戦後、小笠原諸島は米軍の信託統治下におかれたが、欧米系の島民はすぐに帰島を許可され、米軍の指示により旧島民が所有する土地に居住していた。小笠原諸島は、1968年に日本へ返還されたが、返還に際して欧米系住民を保護するために、土地所有者である旧島民所有の権利に対して、土地所有者の意思に拘わらず賃借権を設定できる「法定賃借権」という暫定措置を設けた。この措置により自分の土地を使用できなくなった土地所有者の保護として、政令を定めて小笠原諸島の国有地の貸し付けや交換ができることとした¹⁸のであった。

日本は、北方領土を固有の領土としてロシアに返還を要求してきたが、事実として統治権を行使できない現状に鑑みると、旧島民の土地所有権等については、沖縄や小笠原のような特別措置をとることが出来ない。しかし日本政府は、北方領土における不動産の所有者については、当該不動産が消滅していない限り、その所有権も消滅していないと考えている¹⁹ことを表明している。

¹⁶ 同書、60頁。

¹⁷ 同上。

¹⁸ 同書、66頁。

¹⁹ 内閣衆質169第489号（前掲註8）、3頁。

「土地所有権移転登記嘱託書」 (1943年9月9日)



(出典: 択捉島水産会代表管理役駒井惇助氏所蔵)

したがって日本政府は、北方領土に残置してきた不動産について、現在は相続登記を含めて登記事務はこれを行っていないが、将来、北方領土が返還された場合に登記事務を適正かつ円滑に行うことが出来るようにするため、1970年5月1日以降、所有権の登記名義人の相続人から相続の申し出があったときは、釧路地方法務局に備え付けられた所定の用紙に相続登記の登記事項と同様の内容を記載する処理を行っている²⁰。換言すると、旧島民の土地所有権は現在においても消滅しておらず、北方領土が返還された暁には、不動産登記事務が再開されるのである。

(3) 北方領土における漁業権の問題

北方領土は、前述したように、漁業資源に恵まれた海域に囲まれており、旧島民の主要な産業は水産業であった。水産業は、元々農業の一部として営まれてきたのであって、農民は自家用食料や農業用肥料の獲得を目的として、水産動物の採取捕獲を行っていた。徳川政権時代には、封建領主は、独占的な水面利用券を一定の漁村集落に特許し、その独占利用の慣行を容認してきた²¹という。

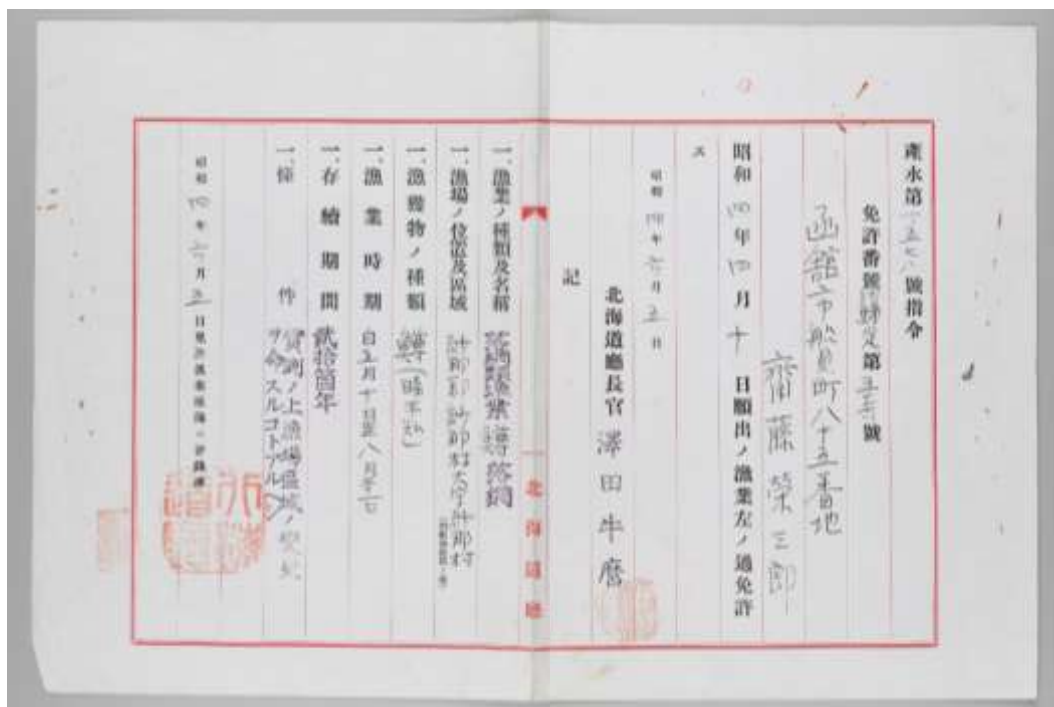
明治政府は、1875年に海面の国有化を宣言して旧来の漁業に関する権利や慣行を否認し、新たな申請に基づいて税徴収を主体とした漁業制度を実施することを強行したが、漁場の

²⁰ 同上。なお、相続登記件数は、1998年が2件、1999年が0件、2000年が2件、2001年が1件、2002年が1件、2003年が1件、2004年が5件、2005年が0件、2006年が1件、2007年が6件であった。

²¹ 『北方領土の権利と財産』(前掲註3)、73頁。

争奪を巡る紛争が激化し、1年も経たずに旧来の漁業慣行を確認せざるを得なかった²²。明治政府は、1901年に旧漁業法を制定したが、漁業権の法的性格の曖昧性や慣行漁業の処理などの点で実情に即していなかったため、1910年に全面改正が行われた。かかる旧漁業法は、沿岸漁業に関する漁業権制度、沖合遠洋漁業に関する漁業許可制度、資源保護のための漁業取締制度が規定され、主にこれまでの慣行を基盤として成り立っていた。同法は、その後の事情の変化にもかかわらず、第2次世界大戦後まで何ら改正がなされなかった²³。

「定置網漁業権免許」（1929年6月5日）



(出典: 択捉島水産会代表管理役駒井惇助氏所蔵)

北方領土周辺海域における漁業権は、1910年の旧漁業法の免許に係るものを旧漁業権、1949年に制定された新漁業法の免許に係るものを新漁業権という。第2次世界大戦終了時までの北方領土周辺における旧漁業権は、専用漁業権が9件、定置網漁業権が1369件、特別漁業権が77件もそれぞれ設定されていた²⁴。因みに漁業権とは、特定の水域で特定の漁業を独占的に営み利益を享受する権利であるため、旧島民が有していた不動産や土地の所有権が私法上の権利²⁵であるのと異なり、鉱業権等とともに物権であることに注意が必要で

²² 同書、73-74頁。

²³ 同書、74頁。

²⁴ 内閣衆質 191 第 20 号「衆議院議員逢坂誠二君提出北方地域における旧漁業権補償措置に対する答弁書」、2016年8月8日。(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b191020.htm) (as of 16 February 2020)。

²⁵ 私法上の権利は、私人の相互間の関係に適用されるの法律である私法に基づいた権利であり、具体的には財産の帰属に関する権利（財産権）や、生命や自由、名誉などに関する権利（人格権）、家族関係に関する権利（身分権）などを意味し、私権ともいわれる。

ある²⁶。

北方領土の旧島民が有していた旧漁業権が、ロシアによる法的根拠なき占拠によって、これを行使できなかったことは、周知のとおりである。第 2 次世界大戦後に「日本の外郭地域」になり、日本の行政権が及ばなかった沖縄や小笠原における旧漁業権の取り扱いは次のようであった。

沖縄においては、米軍政府布告により占領中も住民の旧漁業権が引き続き容認されていて、この旧漁業権は、1952 年に発効した対日平和条約によって米国に施政権が移管された後、琉球政府が制定した「琉球漁業法」に基づいて切り替え措置がとられ、同法の漁業権に承継された。1972 年の本土復帰に際して、その存続期間中は本土の新漁業法と見做されている²⁷。また、1972 年度に沖縄沿岸漁業振興特別資金を創設し、旧漁業権の補償額に見合わせている²⁸。

小笠原諸島においては、住民は戦時中の強制疎開のために不在であったが、1960 年に米国から見舞金が交付され、1968 年の「小笠原諸島復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律」に基づいて旧漁業権者に対する漁業免許が新たに与えられ²⁹、1975 年度に創設した小笠原諸島沿岸漁業振興特別資金において補償金の問題が決着している³⁰。

このように沖縄や小笠原における旧漁業権については、本土復帰に際して直ちに新漁業法が適用されるよう暫定措置が取られていた。これとの関係で、北方領土の旧島民に認められていた旧漁業権はどのように取り扱われたかの問題は重要である。すなわち、旧漁業権はすでに消滅しているのか、新漁業権に取り替わったのか、そしてその間に行使できなかった旧漁業権の補償等の問題である。

日本政府は、この点に関して以下のような説明を行っている³¹。すなわち、旧漁業権は、旧漁業法第 4 条、第 5 条 1 項または第 6 条に基づき日本の行政権の行使の結果として生じていたものであり、1946 年 1 月 29 日付け連合国総司令部覚書に従った措置により消滅したものと解している。また、1961 年の「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」第 4 条 1 項に基づいて、独立行政法人北方領土問題対策協会³²の業務遂行に必要な資金

²⁶ 物権法定主義によると、物件は、特定の者を直接支配して、その者から直接利益を享受することを内容とする排他性のある強力な権利であるため、法によってその権利の種類、内容を前もって定める必要があり、当事者による自由な権利創設を禁じている。

²⁷ 『北方領土の権利と財産』（前掲註 3）、82 頁。

²⁸ 内閣衆質 191 第 20 号（前掲註 23）。

²⁹ 『北方領土の権利と財産』（前掲註 3）、82 頁。

³⁰ 内閣衆質 191 第 20 号（前掲註 23）。

³¹ 同上。

³² 独立行政法人北方領土問題対策協会の目的は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発ならび調査及び研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること、また、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域の旧漁業権者等その他の者に対し、漁

の財源に充てるための基金として 10 億円を国債で交付しており、そのうち旧漁業権の補償額として 7 億 5 千万円を算定している。したがって、北方領土の旧島民は、1910 年の旧漁業法で認められていた旧漁業権は既に消滅しており、且つ 1949 年の新漁業法に基づく新漁業権は、未だ申請されていないため認められていないのである。

おわりに

これまで 1853 年にエフィム・プーチャーチン提督が長崎に来航して始まった、日本とロシア間における北方領土の国境交渉を巡る一半世紀以上にわたる歴史を俯瞰してきた。日露両国は、1855 年の下田条約、1875 年の樺太千島交換条約、1905 年のポーツマス条約により 3 回に渡って国境線の合意が得られた。しかし、第 2 次世界大戦後は対日平和条約の解釈を巡って合意が得られず、日本は、北方領土を択捉島、国後島、色丹島、歯舞諸島に限定して、これら諸島が日本領であることを繰り返し主張するとともに、法的根拠なく占拠されている状況を改善するために、ロシアに対し強く返還を要求している。

日本は、ここに至るまでに北方領土交渉に並々ならない交渉の時間と労力を傾注してきたが、この間、日露間で様々な取り組みと努力がなされてきたにもかかわらず一向に解決のめどは立たず、日本にとっての状況は悪くなる一方であるとさえ思われる。優れて主権の問題である領土問題を平和的に解決するにあたっては、気が遠くなるような時間と精神力が必要である。諸外国の領土問題交渉はこのことを教えている。

北方領土問題の歴史と諸権利を易しく執筆した動機は、北方領土問題が単に北海道民の問題だけではなく、日本の主権に関わる日本人全体の問題であることを認識しなければならないと思ったからである。また全ての日本人は、第 2 次世界大戦終了後のわずかな時間ではあるが、ロシア人と共存していた北方領土の旧島民が、小さな鞆一つしか携行を許されずに貨物船で樺太島の真岡に輸送され、2 年間も塗炭の苦しみを味わった後に、ようやく北海道へ上陸できた事実を知るべきだと思ったこともその理由である。

これとは別に、北方領土問題の資料収集のために札幌の全国樺太連盟を訪問した際、樺太島で小学校時代を過ごした 80 歳中頃の研究員が、黙々と資料を整理しながら発した次のような一言は、今でも心に重く残っている。北方領土の旧島民は、樺太島の旧島民と同様に真岡で帰国船を待つ間に塗炭の苦しみを味わってきたが、それでも北方領土が返還されることを期待できるだけ幸せだ。樺太島は、将来にわたって 2 度と日本領になる可能性はないので、40 万人の旧島民が生活していた事実を残しておきたいとの一言だった。北方領土の歴史と諸権利の中で樺太島の問題に多くの紙幅を割いたのは、この理由による。

近い将来における北方領土返還の実現は困難と思われるが、それでも戦争直後から長い

業その他の事業および生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることにある。

(https://www.hoppou.go.jp/inform/downloads/pamphlet/pdf/09_%E5%8D%94%E4%BC%9A%E3%81%AE%E6%A6%82%E8%A6%81_20191112.pdf) (as of 25 February 2020)

間「領土問題は存在しない」と繰り返し主張していたソ連が、平和条約と領土問題の交渉テーブルに着くまでにその態度を変化させたこと、そして2019年には北方領土への観光事業が開始されたこともまた事実である。北方領土問題を巡る日露両国間の関係は、少しずつではあるがしかし着実に変化している。北方領土の領有権主張は決して放棄すべきではないことは言うまでもないが、北方領土における日露両国の民間交流は、これを継続していくことで北方領土問題の将来に何らかの影響をもたらすことは間違いないと思われるのである。

(本稿は、島嶼資料センター編『島嶼研究ジャーナル』第9巻2号(2020年3月)所収の論文を一部修正して転載したものである。)